

**原子力施設にかかる自主点検作業の  
適切性確保に関する総点検の最終報告書**

**平成 15 年 3 月 24 日**

**日本原燃株式会社**

## 目 次

1 . はじめに	1
2 . 調査・点検体制	1
3 . 自主点検作業の適切性調査	2
3 . 1 調査内容	2
3 . 2 調査結果	3
3 . 3 記載上の不備	4
4 . 社内体制および不正防止対策の点検	4
4 . 1 点検内容	4
4 . 2 点検結果	5
5 . 今後の取組み	6

### < 別紙一覧 >

別紙 - 1 総点検の実施体制	7
別紙 - 2 自主点検作業において対象とする主要な設備について	8
別紙 - 3 調査対象記録類の内訳	9
別紙 - 4 記載上の不備について	11
別紙 - 5 自主点検作業に係る社内規定類の点検結果	12
別紙 - 6 社内規定類に基づく自主点検作業の遵守状況確認結果	16
別紙 - 7 過去の不正防止対策の取組み状況	17
別紙 - 8 「東京電力株式会社の調査報告書の再発防止対策」に対する当社の取組み状況	19

### < 参考 >

これまでの総点検に係る経緯	21
---------------	----

## 1. はじめに

平成 14 年 8 月 30 日付け原子力安全・保安院長文書「原子力施設にかかる自主点検作業の適切性確保に関する総点検について」を受け、当社は 9 月 20 日に「原子力施設にかかる自主点検作業の適切性確保に関する総点検計画書」を原子力安全・保安院長へ提出した。これに基づき、操業施設であるウラン濃縮工場、使用済燃料受入れ・貯蔵施設、高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターおよび低レベル放射性廃棄物埋設センターにおける、自主点検作業に係る以下の 2 項目について調査・点検を開始した。

自主点検作業が適切に実施されていること(自主点検作業の適切性調査)  
自主点検作業が適切に実施され得る十分な社内体制および不正防止対策が確立されていること(社内体制および不正防止対策の点検)

上記 8 月 30 日付け文書および引き続き出された 9 月 26 日付け原子力安全・保安院長文書「原子力施設にかかる自主点検作業の適切性確保に関する総点検の今後の進め方について」並びに当社計画書に基づき、調査・点検を進め、11 月 15 日に「原子力施設にかかる自主点検作業の適切性確保に関する総点検の中間報告書」を原子力安全・保安院長へ提出した。

今般、全ての調査・点検が終了したことから、その結果について中間報告時の結果も含め、最終報告書としてとりまとめた。

## 2. 調査・点検体制

総点検を実施するにあたって、客観的な調査・点検を行うために平成 14 年 9 月 9 日に副社長(安全担当)を主査とし、事業部に属さない役員より構成する「サイクル施設総点検調査委員会(以下、「調査委員会」)」を設置した。実務を遂行する下部組織として「サイクル施設総点検 WG(以下、「WG」)」を設置し、その中に「自主点検作業の適切性調査」を行う適切性調査チームと、「社内体制および不正防止対策の点検」を行う社内体制点検チームを置いた。WG およびその下のチームは、自主点検作業に直接関係しない部署である安全技術室、経営企画室、安全管理部\*等の所属員により構成した。

総点検実施体制を別紙 - 1 に示す。

\*：平成 15 年 1 月 1 日付組織改正により組織名変更

### 3 . 自主点検作業の適切性調査

#### 3 . 1 調査内容

##### ( 1 ) 調査範囲

###### 対象施設

操業中のウラン濃縮工場，使用済燃料受入れ・貯蔵施設，高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターおよび低レベル放射性廃棄物埋設センターとする。

###### 対象作業

以下の自主点検作業とする。

- a. 施設定期検査に係る自主点検作業
- b. 施設定期自主検査に係る自主点検作業
- c. 自主点検作業（主要な設備（別紙 - 2 参照）を対象）

低レベル放射性廃棄物埋設センターにおいては，施設定期検査および施設定期自主検査に該当する検査がないことから a.および b.項は対象外となる。一方，廃棄物埋設に関する確認が原子炉等規制法第五十一条の六第一項に定められているので，このうち操業中の埋設設備に係る自主点検作業（以下，「施設確認」）を c.項に含め取り扱う。

保修・改造工事に係る自主点検作業については，「主要な設備」以外であっても設工認（変更）申請を行ったものは全て調査の対象とする。

###### 対象期間

過去 10 年間に遡って調査を行う。具体的には平成 4 年度から 14 年度までとし，操業開始が平成 4 年度以降の施設は操業開始以降を調査範囲とする。また，現在取替え済みの設備であっても，対象期間中の自主点検作業については調査範囲に含める。

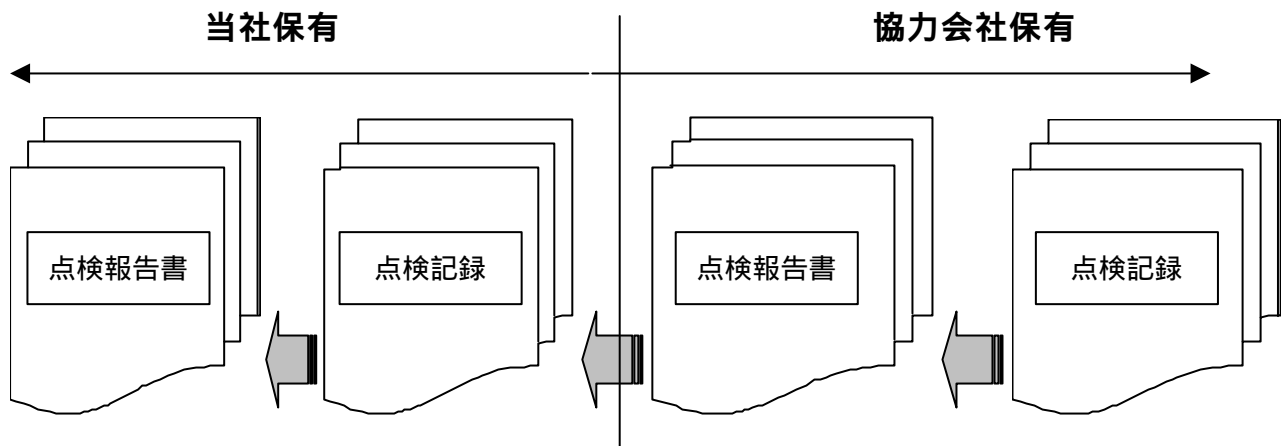
ただし，所定の保存期限のもとに処分されている記録は，対象外とする。

なお，平成 11 年度から 13 年度までおよび平成 14 年度の一部は，中間報告書により報告済みである。

##### ( 2 ) 調査方法

###### 調査対象記録の収集

本調査の対象となる当社および協力会社保有の全ての記録類（点検記録，点検報告書（工事報告書を含む））を収集する。協力会社の記録類については，原本またはコピーを協力会社から取り寄せ，当社調査チームが直接調査にあたる。



#### 具体的な調査の進め方

記録類の具体的な調査は、以下の項目について行う。

- a. 各記録を照合し、記録間の矛盾および必要な情報の削除等の有無を確認する。
- b. 原子炉等規制法に照らして、必要な手続きが行われているかどうかを調査する。(設工認(変更)申請, 技術基準等に反していないか)
- c. 原子炉等規制法および保安院長等通達による軽微な故障等の報告基準に基づく国への報告が確実に行われているかどうかを調査する。

上記 a. から c. の確認の結果、疑義・問題点等が発見された場合は、関係者に聞き取り調査等を実施し厳正に評価する。

調査にあたっては、適切性調査チームリーダーの下に1チーム2人構成のチームを中間報告までは11チーム、その後は10チームを編成するとともに、施設毎の現場調査責任者および調査責任者を置いた。

また、調査委員会のメンバーが調査に立ち会い(延べ7回)、客観的かつ適切な調査が行われていることを確認した。

### 3.2 調査結果

調査を行った記録類は1,811件であった(中間報告時840件)。これら記録類の施設毎、点検種類毎、年度毎の内訳を別紙-3に示す。

点検報告書と点検記録を照合した結果、記録類の改ざんはなく、自主点検の結果や評価に問題はなかった。

また、点検作業に係る許認可手続き上の不備、国への報告義務違反は認められなかった。

以上のとおり、不正および不正の恐れは発見されなかった。

### 3.3 記載上の不備

調査過程において記載ミス、記載漏れなどの記載上の不備が見出された。その状況について別紙 - 4 に示す。

## 4. 社内体制および不正防止対策の点検

### 4.1 点検内容

#### (1) 自主点検作業に関わる社内体制の点検

当社の操業施設は、品質保証の国際規格 ISO9002：1994 に適合した品質保証活動を実施し、外部審査機関による認証を取得しているため、この規格に基づき自主点検作業を適切に実施する社内体制が構築されているかを下記手順により点検した。

品質保証の国際規格 ISO9002：1994 から、自主点検作業を行う場合に要求される品質保証上の要求事項を抽出する。

抽出された要求事項に対して、どのようなルールが必要かをチェックするポイントを洗い出す。

チェックポイントに関連する自主点検作業に係る社内規定類の有無を確認する。

国際規格 ISO9002：1994 の要求事項が、社内規定類に適切に盛り込まれていることを確認する。

3.1 項記載の各対象施設、各対象作業ごとに実際の自主点検作業を抜き取り、これらが上記により抽出した社内規定類に基づき適切に実施されていることを記録類から確認する。

#### (2) 不正防止対策の点検

カスタムデータ改ざん問題等社内外で発生した事故、トラブル、不祥事等の教訓反映策として、当社が実施している対策のうち、不正防止に効果があると思われるものを抽出する。

抽出した対策が現在も継続され有効であることを確認する。

東京電力株式会社における今回の問題に関連した再発防止策について、当社へ反映すべき不正防止対策を検討する。

#### 4.2 点検結果

##### (1) 自主点検作業に関わる社内体制の点検

自主点検作業に係る社内規定類は、国際規格 ISO9002:1994 に従って整備されていた。また、対象施設、対象作業ごとに至近の自主点検作業 14 件を抜き取り、それぞれの作業が社内規定類どおり適切に実施されているかについて文書、帳票、記録類の調査および聞き取りにより確認を行った。

その結果、調査した全ての自主点検作業が社内規定類どおり実施されており、問題ないことを確認した。

これらの点検結果を別紙 - 5, 6 に示す。

##### (2) 不正防止対策の点検

キャッシュデータ改ざん問題等の教訓を反映して、当社が実施してきた対策について現状確認をした結果、それら対策は不正防止策に一定の効果があることを確認した。以下に主な取組み状況を示す。

- ・ 「日本原燃行動憲章」により、社員の行動規範（モラルの確立、社会ルールの遵守など）について定着を図っている。また、今回の問題等を契機に一部見直しを行い、役員の率先垂範、責任の明確化を図った。
- ・ 「社長目安箱」を設置し、当社の企業体質や業務遂行について意見・提案がある場合には、社員が直接社長に伝えられるようにしている。
- ・ 外部審査機関により ISO9002:1994 に基づく定期的な監査を受け、社内規定類の遵守状況について審査を受けている。

点検結果を別紙 - 7 に示す。

これまでに公開された東京電力株式会社の報告書より不正防止にかかる原因と対策について当社への反映を検討した。その結果、東京電力株式会社における対策は、これまで当社が取り組んできた諸活動にて概ね実施していることを確認した。

点検結果を別紙 - 8 に示す。

## 5. 今後の取組み

自主点検作業において、不正および、法令違反等の重大な問題は見出されなかったこと、不正防止に関連する当社の対策が実施されていること、東京電力株式会社の対策についても当社において概ね実施されていることを確認した。

今後は、外部に開かれた会社、風通しのよい会社を志向し、「日本原燃行動憲章」に沿った企業風土の醸成を目指して、これまでの活動を継続するとともに更なる充実のために以下の活動を行っていく。

企業倫理に関する問題点を社内外から直接経営層に伝えることができるダイレクトライン（相談窓口）を平成 15 年 6 月目途に設置する。

「日本原燃行動憲章」の更なる浸透に向けて、日々の諸活動を通じ充実・強化する。

当社の企業活動全般における行動規範について、社外の意見を聴き、社会から信頼される企業を目指すため、「行動規範に係る有識者会議」を 3 月 12 日に設置した（3 月 17 日第 1 回開催）。今後、定期的を実施し、会議での意見等は当社事業運営の検討に資することとする。

さらに自主点検作業の適切性調査で見出された記載上の不備について要因を分析し、その再発防止策として記録の確認方法および記録様式の改善に着手した。また、今後、教育の実施等により管理職も含めて意識改革を行うこととする。改善効果の確認は、社内の定期監査で行うこととする。

以 上



総点検の実施体制

<b>サイクル施設総点検調査委員会</b>	
主査	： 猪股 代表取締役副社長 <b>【安全担当】</b>
副主査	： 松本 代表取締役副社長
委員	： 石井 常務取締役 <b>【経営企画室担任 (原価管理, 経理)】</b>
委員	： 赤間 常務取締役 <b>【広報渉外室担任】</b>
委員	： 松尾 常務取締役 <b>【経営企画室担任】</b>
委員	： 松岡 取締役 <b>【安全技術室担任 (安全)】</b>
事務局	： 安全技術室

<b>サイクル施設総点検WG</b>	
主査	： 安全技術室 安全技術部長
委員	： 経営企画室 企画部長
委員	： 濃縮事業部 濃縮計画部長
委員	： 濃縮事業部 安全管理部 品質保証担当部長*
委員	： 埋設事業部 埋設計画部長
委員	： 埋設事業部 安全管理部長*
委員	： 再処理事業部 再処理計画部長
委員	： 再処理事業部 品質保証担当部長*
事務局	： 安全技術室
<b>適切性調査チーム</b>  リーダー 安全技術室 放射線管理部長	<b>社内体制点検チーム</b>  リーダー 埋設事業部 安全管理部長*

\* : 平成 15 年 1 月 1 日付組織改正により組織名変更

自主点検作業において対象とする主要な設備について

< ウラン濃縮工場 >

- ・カスケード設備，UF<sub>6</sub>処理設備などの濃縮施設
- ・排気用モニタ，非常用 DG などの安全上重要な施設

< 使用済燃料受入れ・貯蔵設備 >

- ・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーン，燃料取扱装置などの使用済燃料を取扱う設備
- ・プール水冷却系，補給水設備などの安全上重要な施設

< 高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター >

- ・受入れ建屋天井クレーン，ガラス固化体検査室天井クレーンなどのガラス固化体受入れ設備
- ・貯蔵建屋床面走行クレーン，貯蔵ピットなどのガラス固化体貯蔵設備

< 低レベル放射性廃棄物埋設センター >

- ・一時貯蔵建屋天井クレーン，埋設クレーンなどの廃棄体取扱設備
- ・埋設設備

## 調査対象記録類の内訳

総数 1811件 (中間報告時 : 840件)

## a.ウラン濃縮工場 (平成 4年 3月操業開始)

年度 \ 点検作業	施設定期検査に係る 自主点検作業 <sup>*2</sup>	施設定期自主検査に係る 自主点検作業 <sup>*3</sup>	自主点検作業
平成 4 年度	-	11	55
平成 5 年度	-	10	51
平成 6 年度	-	13	76
平成 7 年度	-	12	57
平成 8 年度	-	12	51
平成 9 年度	-	19	83
平成 10 年度	-	19	109
平成 11 年度 <sup>*1</sup>	-	17 (17)	99 (98)
平成 12 年度 <sup>*1</sup>	17 (17)	20 (20)	113 (112)
平成 13 年度 <sup>*1</sup>	17 (17)	32 (32)	137 (134)
平成 14 年度 <sup>*1</sup>	18 (0)	31 (16)	123 (67)
合計 <sup>*1</sup>	52 (34)	196 (85)	954 (411)

\* 1:中間報告時の件数を ( )内に再掲。なお、自主点検作業 (平成 11～13 年度)の件数の増加は、主要な設備以外で設工認申請を行った保修・改造工事を対象に加えたことによる。各自主点検作業 (平成 14 年度)の件数の増加は、前述の増加に加え、中間報告以降に作成または提出された記録を調査したことによる。

\* 2:平成 11 年加工規則改正により施設定期検査が導入のため、それ以前は該当する検査なし。

\* 3:平成 11 年加工規則改正により施設定期検査が導入のため、それ以前は改正前保安規定第 29 条に示す「試験及び検査項目」を対象とした。

## b.使用済燃料受入れ・貯蔵施設 (平成 11年 12月操業開始)

年度 \ 点検作業	施設定期検査に係る 自主点検作業	施設定期自主検査に係る 自主点検作業	自主点検作業
平成 11 年度 <sup>*1</sup>	0 <sup>*2</sup>	1 (1)	25 (25)
平成 12 年度 <sup>*1</sup>	9 (9)	4 (4)	35 (34)
平成 13 年度 <sup>*1</sup>	9 (9)	4 (4)	29 (28)
平成 14 年度 <sup>*1</sup>	9 (9)	4 (4)	23 (7)
合計 <sup>*1</sup>	27 (27)	13 (13)	112 (94)

\* 1:中間報告時の件数を ( )内に再掲。なお、自主点検作業 (平成 12～13 年度)の件数の増加は、主要な設備以外で設工認申請を行った保修・改造工事を対象に加えたことによる。自主点検作業 (平成 14 年度)の件数の増加は、前述の増加に加え、中間報告以降に作成または提出された記録を調査したことによる。

\* 2:使用済燃料受入れ・貯蔵施設は平成 11 年 12 月操業開始のため、該当する検査なし。

c.高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター(平成7年4月操業開始)

年度	点検作業	施設定期検査に係る 自主点検作業	施設定期自主検査に係る 自主点検作業	自主点検作業
平成7年度		12	19	19
平成8年度		13	11	20
平成9年度		13	11	19
平成10年度		13	11	21
平成11年度 <sup>*1</sup>		7 (7)	3 (3)	35 (35)
平成12年度 <sup>*1</sup>		6 (6)	3 (3)	32 (32)
平成13年度 <sup>*1</sup>		4 (4)	3 (3)	28 (28)
平成14年度 <sup>*1</sup>		4 (0)	4 (1)	30 (3)
合計 <sup>*1</sup>		72 (17)	65 (10)	204 (98)

\* 1:中間報告時の件数を( )内に再掲。なお、各自主点検作業(平成14年度)の件数の増加は、主要な設備以外で設工認申請を行った保修・改造工事を対象に加えたこと、中間報告以降に作成または提出された記録を調査したことによる。

d.低レベル放射性廃棄物埋設センター(平成4年12月操業開始)

年度	点検作業	施設定期検査に係る 自主点検作業 <sup>*2</sup>	施設定期自主検査に係る 自主点検作業 <sup>*2</sup>	自主点検作業
平成4年度				3
平成5年度				9
平成6年度				9
平成7年度				9
平成8年度				9
平成9年度				12
平成10年度				12
平成11年度 <sup>*1</sup>				16 (16)
平成12年度 <sup>*1</sup>				13 (13)
平成13年度 <sup>*1</sup>				17 (17)
平成14年度 <sup>*1</sup>				7 (5)
合計 <sup>*1</sup>				116 (51)

\* 1:中間報告時の件数を( )内に再掲。なお、自主点検作業(平成14年度)の件数の増加は、中間報告以降に作成または提出された記録を調査したことによる。

\* 2:低レベル放射性廃棄物埋設センターは対象外。

## 記載上の不備について

今回の総点検において、改ざんなどの不正の恐れは発見されなかったが、記載上不備な事項が見出された。その内容は下表のとおりである（中間報告時の件数・箇所数を（ ）内に記載）。

なお、これらの一部については、記録様式を見直す等の改善を既の実施している。

		ウラン濃縮工場	使用済燃料受入れ・貯蔵施設	高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター	低レベル放射性廃棄物埋設センター	合計
・今回調査した記録類（件）		1202 (530)	152 (134)	341 (125)	116 (51)	1811 (840)
・記載上の不備（箇所）		457 (145)	52 (41)	61 (35)	21 (16)	591 (237)
内 訳	記載ミス	217 (58)	22 (17)	18 (10)	8 (7)	265 (92)
	記載漏れ	92 (50)	19 (15)	29 (20)	8 (7)	148 (92)
	資料添付漏れ	50 (26)	5 (3)	0 (0)	3 (2)	58 (31)
	記録様式の不備	98 (11)	6 (6)	14 (5)	2 (0)	120 (22)

記載ミス：読み取りや聞き取り違いによる記載ミスや記録から報告書への転記ミス

記載漏れ：記録類に記載されるべき事項の記載漏れや捺印漏れ

資料添付漏れ：記録類に添付されるべき資料の添付漏れや本来添付されるべきものでないものが添付

記録様式の不備：記録様式に一部誤解を招くような不備

以上

## 自主点検作業に係る社内規定類の点検結果 ( 1 / 4 )

## a . 施設定期検査に係る自主点検作業 [ 低レベル放射性廃棄物埋設センターは対象外 ]

ISO9002:1994 の 要求事項	社内規定のチェックポイント	社内規定類の整備状況		
		ウラン濃縮工場	使用済燃料 受入れ・ 貯蔵施設	高レベル放射性 廃棄物貯蔵管理 センター
4.2 品質システム 4.2.3 品質計画  4.9 工程管理	施設定期検査に係る規定類を定めているか。			
4.16 品質記録の 管理	施設定期検査の記録に係る規定類を定めているか。			

## b . 施設定期自主検査に係る自主点検作業 [ 低レベル放射性廃棄物埋設センターは対象外 ]

ISO9002:1994 の 要求事項	社内規定のチェックポイント	社内規定類の整備状況		
		ウラン濃縮工場	使用済燃料 受入れ・ 貯蔵施設	高レベル放射性 廃棄物貯蔵管理 センター
4.2 品質システム 4.2.3 品質計画  4.9 工程管理	施設定期自主検査に係る規定類を定めているか。			
4.6 購買 4.6.1 一般	施設定期自主検査の購買品に係る規定類を定めているか。			
4.6.2 下請負契約者の評価	施設定期自主検査の下請負契約者の評価に係る規定類を定めているか。			
4.6.3 購買データ	施設定期自主検査の購買文書の作成に係る規定類を定めているか。			
4.6.4 購買品の検証	施設定期自主検査の購買品の検証に係る規定類を定めているか。			
4.13 不適合品の 管理  4.14 是正処置・予 防処置	施設定期自主検査の不適合管理に係る規定類を定めているか。			
4.16 品質記録の 管理	施設定期自主検査の記録に係る規定類を定めているか。			

自主点検作業に係る社内規定類の点検結果（ 2 / 4 ）

c . 自主点検作業

ISO9002:1994 の 要求事項	社内規定のチェックポイント	社内規定類の整備状況			
		ウラン濃縮 工場	使用済燃料 受入れ・ 貯蔵施設	高レベル 放射性廃棄物 貯蔵管理 センター	低レベル 放射性廃棄物 埋設センター
4.2 品質システム 4.2.3 品質計画 4.9 工程管理	自主点検作業に係る規定類を定めているか。				
4.6 購買 4.6.1 一般	自主点検作業の購買品に係る規定類を定めているか。				
4.6.2 下請負契約者の評価	自主点検作業の下請負契約者の評価に係る規定類を定めているか。				
4.6.3 購買データ	自主点検作業の購買文書の作成に係る規定類を定めているか。				
4.6.4 購買品の検証	自主点検作業の購買品の検証に係る規定類を定めているか。				
4.13 不適合品の管理 4.14 是正処置・予防処置	自主点検作業の不適合管理に係る規定類を定めているか。				
4.16 品質記録の管理	自主点検作業の記録に係る規定類を定めているか。				

自主点検作業に係る社内規定類の点検結果（ 3 / 4 ）

c . 自主点検作業（施設確認） - 1 [ 低レベル放射性廃棄物埋設センターのみ対象 ]

ISO9002:1994 の要求事項	社内規定のチェックポイント	社内規定類の整備状況
4.2 品質システム 4.2.3 品質計画	検査・試験手順は、施設確認申請書及び埋設規則と整合を図っているか。	
4.10 検査・試験 4.10.1 一般	埋設設備に対する規定要求事項が満たされていることを検証するために検査・試験業務の手順を定めているか。	
4.10.2 受入検査・試験	搬入製品が規定要求事項に適合していることを検査するまで、又は他の方法によって検証するまでは、使用しないことを行っているか。	
4.10.3 工程内の検査・試験	規定された検査・試験を完了するか、又は必要な報告書を受領するまでは、埋設設備に係る操業の次工程への移行を保留しているか。	
4.10.4 最終検査・試験	規定されたすべての検査・試験が実施されていて、かつその結果が規定要求事項を満たしていることを確認しているか。	
4.10.5 検査・試験の記録	検査・試験を受けた証拠となる記録を作成し、維持しているか。	
	定められた合否判定基準に従った検査・試験の合否を記録で明確にしているか。	
	検査・試験に合格しない場合には、不適合品の管理に関する手順を適用しているか。	
4.10.5 検査・試験の記録	記録には、埋設設備の次工程への引渡しを許可する検査責任者を明確にしているか。	
4.11 検査、測定及び試験装置の管理 4.11.1 一般	検査・試験で使用する検査、測定及び試験装置を管理し、校正する手順を定めているか。	
4.11.2 管理手順	測定項目及び必要な精度を明確にし、選定しているか。	
	あらかじめ定められた間隔又は使用する前に校正し、調整しているか。	
	管理・校正の結果が不満足な場合の処置方法を定めているか。	
	校正状態を表示するため、識別しているか。	
	点検の範囲及び頻度を定め、管理の証拠として記録を維持しているか。	
	校正基準から外れた場合、過去の検査・試験の結果の妥当性を評価し、文書化しているか。	
	適切な環境条件下で使用しているか。	
取扱い及び保管には、精度及び使用適合性が維持されるようにしているか。		



自主点検作業に係る社内規定類の点検結果（４ / ４）

c . 自主点検作業（施設確認） - 2 [ 低レベル放射性廃棄物埋設センターのみ対象 ]

ISO9002:1994 の要求事項	社内規定のチェックポイント	社内規定類の整備状況
4.12 検査・試験の状態	埋設設備について実施した検査・試験の合否の状態を識別しているか。	
4.13 不適合品の管理	規定要求事項に適合しない埋設設備の管理手順を定めているか。	
4.13.1 一般	この手順には、不適合品の識別、隔離、処置及び関係部門への通知等を規定しているか。	
4.13.2 不適合品の内容確認及び処置	不適合品の内容確認の責任及びその処置の権限を明確に規定しているか。	
4.16 品質記録の管理	品質記録の識別，保管，維持及び廃棄のための手順を定めているか。	
	品質記録は、規定要求事項に対する適合性を実証するために維持しているか。	
	品質記録は容易に検索できるように保管し、維持しているか。	
	品質記録の保管期間を定め、記録しているか。	

## 社内規定類に基づく自主点検作業の遵守状況確認結果

## ウラン濃縮工場

区分	件名	担当課	点検結果
施設 査 定期	H13濃縮度管理インターロック検査	保修課	保修課、運転課、施設計画課の自主点検作業について点検した結果、社内規定類どおり実施されており問題はなかった
施設 自主 定期 点 検	H13非常用電源設備DG起動検査	運転課	
自主 点 検	H13 RE-1均質ブレンディング設備他点検工事	保修課	
	Cウラン貯蔵庫内廃品シリンダ置台等機器移設工事	施設計画課	

## 使用済燃料受入れ 貯蔵施設

区分	件名	担当課	点検結果
施設 査 定期	第3回ポンプ故障警報検査	保修課 管理課	保修課、管理課、環境管理課の自主点検作業について点検した結果、社内規定類どおり実施されており問題はなかった
施設 自主 定期 点 検	H14非常用電源設備DG起動検査	保修課	
自主 点 検	第3回FA天井クレーン点検工事	保修課	
	再処理モニタリングポスト定期点検(H13年度)	環境管理課	

## 高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター

区分	件名	担当課	点検結果
施設 査 定期	H13第7回受入れ設備連動装置検査、動作確認検査	保修課 管理課	保修課、管理課、放射線施設課の自主点検作業について点検した結果、社内規定類どおり実施されており問題はなかった
施設 自主 定期 点 検	H13冷却空気温度の測定等を行う計測制御設備校正検査	保修課	
自主 点 検	H13第7回電気設備予備電源用DG点検	保修課	
	H14放射線管理設備の修繕	放射線施設課	

## 低レベル放射性廃棄物埋設センター

区分	件名	担当課	点検結果
施設 査 定期			
施設 自主 定期 点 検			
自主 点 検	H13埋設設備 1号施設確認 (内部仕切設備を備えた外周仕切設備他)	土木課	土木課、保修課の自主点検作業について点検した結果、社内規定類どおり実施されており問題はなかった
	H13 2号埋設クレーン定期点検工事	保修課	

## 過去の不正防止対策の取組み状況

( 1 / 2 )

発生年月	プラント名	事象件名	概要	当社の実施事項	取組み状況
平成 10 年 10 月	原電工事(株)	燃料輸送 容器のデ ータ問題	使用済燃料輸送キ ヤスクの中性子遮 蔽材にかかる分析 データの書き換え。 企業 / 社員の倫理 観の欠如, 品質管理 / 品質保証面での 不備	<p>社達「安全最優先の徹底について」を制定し、全社員へ発信 平成 10 年 <u>12 月</u></p> <p>社長訓示を全社員へ発信</p> <p>副社長を主査とするデータ改ざん問題の対策検討を行う「輸送容器問題対策会議」 を設置</p> <p><u>職場対話の実施（平成 10 年 10 月 1076 名、グループ討議形式）</u> 〔主なテーマ〕 今回の不祥事の背景（原因）について 当社を省みての反省点・教訓とすべき事項について 今後の我々がとるべき行動（意識面を含む）について 等</p> <p><u>安全確保、地域との信頼関係、情報公開など 9 項目からなる「日本原燃行 動憲章」を制定（平成 10 年 12 月）し、社員に行動規範を示すとともに、</u> <u>企業としての姿勢 / 決意を社会に表明</u> 〔定着化活動〕 ポスター掲示、職場単位での唱和、経営層からのメッセージ、携帯用小 冊子等を作成 企業倫理テキストの作成（平成 11 年 6 月） 役員対話の実施（平成 11 年 11 月～平成 12 年 12 月） <u>社内研修に「行動憲章」の単位を盛り込む（平成 11 年 4 月～）</u> 行動憲章定着化状況のアンケート（平成 13 年 3 月） 六ヶ所各事業所において対話月間を実施（平成 13 年 10 月～） 品質保証システムの再点検・改善 <u>操業施設を対象に ISO 9002 を取得（平成 12 年 11 月）</u> 当社が受注者を管理している状況を安全担当監査により再チェック</p> <p><u>取引企業および外注先企業に対して、モラルの維持・向上についての働き かけを実施</u></p> <p>情報の流れの円滑化（サークル活動の活性化）</p>	<p>社達「風通しのよい企業風土・文 化・体質の醸成について」- 社会 の信頼を得るために - を制定し 全社員に周知している。（平成 14 年 9 月）</p> <p>「日本原燃行動憲章」を各職場に 掲示し、社員に行動規範を定着さ せている。また、今回の問題等を 契機に「行動憲章」の一部を見直 し、役員の率先垂範、責任の明確 化を図った。（平成 15 年 1 月）</p> <p>社内研修で「行動憲章」の教育を 継続実施している。</p> <p>国際規格 ISO9002 の定期監査を 年 2 回受審し品質保証システムの 認証を継続している。</p> <p>安全推進協議会で協力会社に今回 の問題について情報提供した。</p>

今回の不正防止に効果があると思われる対策を下線で示す。

発生日	プラント名	事象件名	概要	当社の実施事項	取組み状況
平成 9 年 3 月	動力炉・核燃料開発事業団 東海再処理施設	アスファルト固化処理施設 火災・爆発事故	アスファルト固化処理施設で火災が発生し、その後火災に伴って発生した可燃性物質が爆発。問題点として、消火マニュアルや保安管理体制の不備等が指摘。	<p><u>○事故の教訓を広く汲み取り六ヶ所再処理施設の一層の安全性向上をはかるため「保安防災会議」を設置（平成 9 年 6 月）</u></p> <p>〔主な実績（平成 9～10 年度実施）〕</p> <p>防災活動の強化 / 充実            防災訓練年度計画の作成，防災活動計画の策定 など            事故対応策の強化 / 充実            防災関係規定類の制定 / 改定，防災関係設備の充実 など            技術継承策の強化 / 充実            図書室の設置，安全技術文書データベースシステムの開設</p> <p><u>社会に融和し信頼される安全文化を確立するため「安全文化推進会議」を設置（平成 9 年 6 月）</u></p> <p>〔主な実績〕</p> <p>原子力の危機管理等に関する社員向け安全文化講習会の実施            社内報による活動状況周知</p>	<p>「保安防災会議」を通じて施設の安全に係る事項を審議・決定している。</p> <p>役員への安全に関する教育を実施した。（平成 14 年 12 月）</p> <p>「安全文化推進部会」で，安全文化の醸成に努めている。</p>
平成 11 年 9 月	JCO 東海事業所	ウラン加工工場 臨界事故	許可以外の方法による高濃縮ウランの溶解作業により臨界発生。	<p>法改正による保安規定変更等(平成 12 年度)</p> <p>保安規定改定            保安規定に基づく教育訓練項目の明確化 など            防災業務計画策定            NS ネット設立への参画</p>	<p>「NS ネット」を通じて社外の原子力有識者による相互評価をウラン濃縮工場について受審し，運転・保守作業の安全性，安全文化の醸成等について評価を得た。（平成 13 年 5 月）</p>
平成 12 年 11 月  平成 13 年 4 月	当社 (使用済燃料受入れ・貯蔵施設)	安全冷却水系冷却水循環ポンプ一時停止  換気設備送排風機一時停止	<p>熱交換器切替操作ミス。操作員の相互確認不足。</p> <p>非常用ディーゼル発電機検査後のしや断機操作ミス。手順書の理解不足（経験不足）。</p>	<p>社内に「調査検討チーム」を設置し，聞き取り調査およびアンケート調査を実施</p> <p>〔主な改善策〕</p> <p><u>職場風土改革等の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・顔写真入り座席表掲示の奨励</li> <li>・<u>社長目安箱の設置</u></li> </ul> <p>危機管理講習会の開催            保修部門技術交流会の開催（職場の良好事例の紹介等）            電力からの教育・研修担当の派遣            手順書の構成見直し</p>	<p>社員を対象に「社長目安箱」を設置(平成 14 年 1 月)し，意見や提案を直接社長に伝える相談窓口を設けている。</p>

今回の不正防止に効果があると思われる対策を下線で示す。

「東京電力株式会社の調査報告書の再発防止対策」に対する当社の取組み状況

( 1 / 2 )

		東京電力株式会社		当 社
		現状及び問題点	対 策	取組み状況
情報公開		<ul style="list-style-type: none"> <li>小さなトラブルでも随時公開を原則としていたが一方通行の情報提供で当社側の都合に基づくものとなっていた。</li> <li>社外モニター制度を設置していたがフィードバックする仕組みが必ずしも確立していなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>立地地域の代表者（自治体，議会，諸団体など）が参加できる「発電所地域情報会議」を設置し，社外の方が発電所運営に関わる仕組みを構築する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内各界の方で構成する「原燃アドバイザー」（5回/年），県内女性で構成する「げんねんレディースモニター」（6回/年）を組織し，当社事業や広報活動等に対する率直なご意見・ご提言を頂く活動を実施しており，今後も継続していく。</li> </ul>
品質保証体制の整備	本店	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力安全会議(主査：原子力本部長)，指導・助言を求める原子力安全顧問(学識経験者，当社OB)等設置していたが安全中心の議論，審議テーマも本部長の意向を受けやすい状況にあった。</li> <li>業務管理部の専任職の原子力特別補佐(部長級)を設置したが牽制機能が働かなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社外有識者を加えた原子力安全・品質保証会議に改め審議内容及び結果は公表する。</li> <li>社長直属の原子力品質監査部を設置し，責任者は原子力部門以外の社員を任用する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全社的な品質保証活動について経営層他が審議する品質保証会議を年2回開催している。</li> <li>副社長を主査に安全及び品質の観点から安全担当監査を各事業部に実施している。</li> <li>本社機能の六ヶ所移転に伴い経営層，事業部の連携が密になりコミュニケーション向上が見込まれる。</li> </ul>
	発電所	<ul style="list-style-type: none"> <li>発電所長直属の保安監査部を設置したが所属社員は本店の業務管理部と兼務であり十分に牽制機能が働かなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本店の原子力品質監査部直轄の組織として品質及び安全管理に関わる監査を統括する品質監査部を設置し，責任者は原子力部門以外の社員を任用する，また，会議への参加，保修作業現場立会いを自由に行えるものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成15年1月，運転保守部門とは独立した組織として，再処理事業部に保安監査部を設置し品質及び労働安全を，また，濃縮及び埋設事業部に安全管理部を設置し品質及び放射線安全を管理する組織とした。</li> <li>各事業部に品質保証推進会議を設置し定期的に品質保証活動について審議，報告している。</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>マニュアル類が適正であるか確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>マニュアル類は第三者機関の評価を受ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際規格ISO9002の認証を取得(平成12年11月)し，定期的にマニュアル類の外部監査を受けており現運用を継続する。</li> </ul>

	東京電力株式会社		当 社
	現状及び問題点	対 策	取組み状況
定期検査中の問題 箇所への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>問題箇所に関する報告が保修部のみになされており対応策の要否が一部の関係者だけで決定されやすい環境にあった。</li> <li>保修部に対する発電所内の牽制機能が十分でなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>請負会社からの報告は保修部及び品質監査部に報告することを契約書の中で義務づける。</li> <li>品質監査部は現場調査、保修部の計画の決定妥当性を審査する。</li> <li>発電部ユニット管理グループは保修部の計画の適切性を評価する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当社社員に加え、社外（協力会社等）も対象とした企業倫理に係る相談窓口（ダイレクトライン）を設置する。（平成 15 年 6 月目途）</li> </ul>
人材育成と 人材交流	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力技術の高度専門性・特殊性から、人材育成方策、他部門との人材交流が硬直化していた。</li> <li>原子力部門の組織内外に「かべ」が存在していた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力技術者に対する他部門キャリアの機会付与</li> <li>社外からの人材の登用</li> <li>交流異動の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>再処理事業では操業に向け、要員の技術力を高めるため、COGEMA 社(仏)、核燃料サイクル開発機構(JNC)への派遣研修や COGEMA、JNC、メーカー等から技術者の受入れを行っている。</li> <li>本社機能の六ヶ所移転に伴い経営層、事業部のコミュニケーションの向上が期待される。</li> </ul>
法令倫理の相談 窓口の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の業務相談窓口では企業倫理に関する相談の対応が難しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行の業務相談窓口(法律、知的財産、税務など)の強化・拡充</li> <li>企業倫理相談窓口(ホットライン)の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社員を対象に「社長目安箱」を設置(平成 14 年 1 月)し、意見や提案を直接社長に伝える相談窓口を設けている。</li> <li>当社社員に加え、社外（協力会社等）も対象とした企業倫理に係る相談窓口（ダイレクトライン）を設置する。（平成 15 年 6 月目途）</li> </ul>
企業倫理遵守活動 の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業倫理に関して統括する部門が存在しなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社長直属の企業倫理委員会の設置</li> <li>企業倫理委員会事務局として企業倫理統括事務局を本店に新設</li> <li>企業倫理に関する行動基準の作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本原燃行動憲章を作成(平成 10 年 12 月)し、その定着化を図ってきたが、今回の問題等を契機に一部見直しを行い役員の率先垂範、責任の明確化を図った。（平成 15 年 1 月）</li> <li>「企業倫理・法令遵守（コンプライアンス）と内部通報制度」について専門家による幹部講習会を実施した。（平成 15 年 1 月）</li> <li>行動規範に関し社外のご意見を伺う「行動規範に係る有識者会議」を設置した。（平成 15 年 3 月）</li> </ul>

< 参 考 >

これまでの総点検に係る経緯

( 1 / 2 )

日 付	経 緯
(平成 14 年) 8 月 30 日	・原子力安全・保安院長より「原子力施設にかかる自主点検作業の適切性確保に関する総点検について」(平成 14・08・30 原院第 1 号) 発信
9 月 3 日	・社達「風通しのよい企業風土・文化・体質の醸成について - 社会の信頼を得るために - 」を制定公布
9 月 5 日	・点検・修理作業等を委託している主要関係事業者一覧を原子力安全・保安院へ提出
9 月 9 日	・総点検を実施する「サイクル施設総点検調査委員会」及びその下に実務を行う「サイクル施設総点検 WG」を設置
9 月 11 日	・第 1 回サイクル施設総点検 WG を開催
9 月 13 日	・第 1 回サイクル施設総点検調査委員会を開催
9 月 18 日	・第 2 回サイクル施設総点検 WG を開催 ・第 2 回サイクル施設総点検調査委員会を開催
9 月 20 日	・「原子力施設にかかる自主点検作業の適切性確保に関する総点検計画書」を原子力安全・保安院長へ提出
9 月 24 日	・第 3 回サイクル施設総点検 WG を開催
9 月 25 日	・第 3 回サイクル施設総点検調査委員会を開催
9 月 26 日	・原子力安全・保安院長より「原子力施設にかかる自主点検作業の適切性確保に関する総点検の今後の進め方について」(平成 14・09・25 原院第 1 号) 発信
10 月 4 日	・第 4 回サイクル施設総点検 WG を開催
10 月 8 日	・第 4 回サイクル施設総点検調査委員会を開催(「適切性調査チーム」及び「社内体制点検チーム」を立上げ)
10 月 10 日	・適切性調査チームによる調査開始
10 月 16 日	・サイクル施設総点検調査委員会メンバーによる適切性調査チーム実施の調査への立ち会い
10 月 18 日	・サイクル施設総点検調査委員会メンバーによる適切性調査チーム実施の調査への立ち会い(延べ 2 回実施)
10 月 24 日	・サイクル施設総点検調査委員会メンバーによる適切性調査チーム実施の調査への立ち会い
10 月 30 日	・第 5 回サイクル施設総点検 WG を開催
11 月 1 日	・第 5 回サイクル施設総点検調査委員会を開催
11 月 8 日	・第 6 回サイクル施設総点検調査委員会・総点検 WG を合同開催
11 月 15 日	・「原子力施設にかかる自主点検作業の適切性確保に関する総点検の中間報告書」を原子力安全・保安院長へ提出
11 月 26 日	・第 7 回サイクル施設総点検調査委員会・総点検 WG を合同開催

( 2 / 2 )

日 付	経 緯
(平成15年) 1月9日	・第8回総点検 WG を開催
1月14日	・第8回サイクル施設総点検調査委員会を開催
2月5日	・サイクル施設総点検調査委員会メンバーによる適切性調査チーム実施の調査への立ち会い
2月17日	・第9回サイクル施設総点検調査委員会・総点検 WG を合同開催
2月27日	・サイクル施設総点検調査委員会メンバーによる適切性調査チーム実施の調査への立ち会い
3月4日	・サイクル施設総点検調査委員会メンバーによる適切性調査チーム実施の調査への立ち会い
3月12日	・当社の行動規範に対するご意見を社外有識者の方から広く伺う「行動規範に係る有識者会議」を設置
3月13日	・第10回サイクル施設総点検調査委員会・総点検 WG を合同開催
3月17日	・第1回行動規範に係る有識者会議を開催
3月24日	・「原子力施設にかかる自主点検作業の適切性確保に関する総点検の最終報告書」を原子力安全・保安院長へ提出

以 上